

## 地域医療支援病院名称承認に係る審査表

学校法人杏林学園 杏林大学医学部附属杉並病院

病院の概要	
所在地	東京都杉並区和田2丁目25番1号
開設年月日	令和6年4月1日
診療科	内科、リウマチ科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病・代謝内科、腎臓内科、脳神経内科、腫瘍内科、小児科、小児外科、皮膚科、精神科、消化器外科、呼吸器外科、乳腺外科、脳神経外科、整形外科、心臓血管外科、形成外科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科、病理診断科
重点医療	救急医療、災害医療、感染症医療
指定等	東京都指定二次救急医療機関 東京都災害拠点病院 感染症法医療措置協定締結医療機関（第一種及び第二種指定） 臨床研修指定病院 等
病床数	340床（一般病床340床）

審査項目	申請病院の実績
① 紹介患者に対して医療を提供することとし、次のいずれかに該当すること。 ア 紹介率 80%以上 イ 紹介率 65%以上、かつ逆紹介率 40%以上 ウ 紹介率 50%以上、かつ逆紹介率 70%以上	○令和6年度の紹介率 62.6% (A/B) ○令和6年度の逆紹介率 77.3% (C/B) ⇒ <u>ウに該当</u>  紹介患者数 9,467人(A) 初診患者数 15,116人(B) 逆紹介患者数 11,696人(C)
② 病院の建物、設備、器械等を地域の医療従事者の診療、研究等に共同利用できる体制を整えていること。	○共同利用の範囲 ⇒ 病床(5床)、高額医療機器(MRI, CT等)、図書室、図書館、研究室 等  ○共同利用件数(令和6年度) ・高額医療機器利用 586件  ○共同診療件数(令和6年度) 3件  ○共同利用に関する規程 ・「杏林大学医学部附属杉並病院施設・設備の共同利用に関する規程」

審査項目	申請病院の実績								
<p>③ 常時、重症の救急患者に対し医療を提供できる体制を確保することとし、次のいずれかに該当すること。  ア 救急自動車搬送患者数が1,000人以上  イ 救急自動車搬送患者数が救急医療圏（二次医療圏）人口の0.2%以上</p>	<p>○重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況  医師48人 ほか</p> <p>○診療施設  救急外来、手術室、ICU、検体検査室 等</p> <p>○重症救急患者のための病床の確保状況  ・優先的に使用できる病床 5床</p> <p>○令和6年度救急医療提供実績  ・救急自動車により搬送された患者の数  4,577人  ⇒アに該当</p>								
<p>④ 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することとし、年間12回以上の研修を主催していること。</p>	<p>○令和6年度の研修会実績  ・講演会、症例研究会等 15回  ・地域医療機関からの参加者 721人</p> <p>○「杏林大学医学部附属杉並病院地域医療支援病院運営委員会」を設置。</p>								
<p>⑤ 集中治療室、化学・細菌・病理検査施設、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、医薬品情報管理室、緊急用又は患者輸送用自動車を有すること。</p>	<p>○集中治療室（1室、8床）、化学検査室1室、細菌検査室1室、病理検査室1室、病理解剖室1室、研究室1室、講義室2室、図書室1室、医薬品情報管理室1室、患者輸送用自動車1台を有している。</p>								
<p>⑦ 学識経験者からなる運営委員会を設置し、地域における医療の確保のために必要な支援に係る事項を審議すること。</p>	<p>○「杏林大学医学部附属杉並病院地域医療支援病院運営委員会」を設置。</p> <p>・（委員構成）</p> <table style="margin-left: 200px;"> <tr> <td>地区医師会</td> <td style="text-align: right;">3名</td> </tr> <tr> <td>地区行政（保健所等）</td> <td style="text-align: right;">2名</td> </tr> <tr> <td>内部委員</td> <td style="text-align: right;">3名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;"><u>8名</u></td> </tr> </table>	地区医師会	3名	地区行政（保健所等）	2名	内部委員	3名	計	<u>8名</u>
地区医師会	3名								
地区行政（保健所等）	2名								
内部委員	3名								
計	<u>8名</u>								

審査項目	申請病院の実績
⑧ 患者からの相談に適切に応じられる体制を確保すること。	○相談窓口及び相談室で主にソーシャルワーカーや看護師、事務職員が相談に対応。 相談件数：23,570件
⑨ 居宅等における医療の提供の推進に関する支援を実施すること。	○地域の在宅療養スタッフを対象とした研修実績 15回721人 ○退院前カンファレンス有
⑩ 平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、又はそのおそれがある状況において感染症医療の提供を行うこと。	○感染症法第一種及び第二種協定指定医療機関  (平常時) ○標準予防策及び感染経路別予防策の遵守徹底、医療環境のモニタリングによる環境整備、院内教育訓練の実施。 ○地域の関係機関と連携した合同カンファレンスや実技訓練、情報共有等の実施。  (まん延時又はそのおそれがある時) ○対策本部の設置及び運営を行うとともに、感染症の発生段階に応じた業務及び人員体制の整備、まん延期の発熱外来・入院受入対応、医薬品・資材の確保、院外連絡調整等を実施。 ○感染症法医療措置協定に基づき、流行初期期間は17床、流行初期期間経過後17床の受入れ病床を確保及び東京都の要請に基づき医療人材派遣を実施。
⑪ 平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること。	○東京都災害拠点病院  (平常時) ○年2回の自衛消防訓練に加え、大規模災害を想定した杉並区との合同訓練を年1回実施。 ○災害用応急資機材として医薬品・資材、食料、水等を確保。  (災害時) ○東京都災害拠点病院として、地域基幹病院等と連携の上、連絡体制を整備及び円滑な医療提供の実施。 ○DMAT派遣体制を確保。